
第四次山口県地域福祉支援計画

《2018年度～2022年度》

平成30年10月

山 口 県

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少など社会環境が大きく変化する中、本県では、平成17年3月に「山口県地域福祉支援計画」を策定し、以降、3次にわたる改定を行い、市町や社会福祉協議会等と一体となって、地域での見守り・支え合い体制の充実や、ボランティア活動の振興など、地域福祉の推進に関する諸施策を総合的に展開してまいりました。



こうした中、近年、少子高齢化の更なる進行や地域のつながりの希薄化、地域における支え合い機能の低下等が進んでおり、「社会的孤立」や、「縦割り」で整備された支援制度のみでは対応が困難な「制度の狭間」等の問題が顕在化しています。

また、国においては、ニッポン一億総活躍プランにおいて「地域共生社会の実現」を掲げ、その取組の推進を図るため、平成29年6月に社会福祉法が改正されたところです。

私は、こうした地域福祉を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、「山口県社会福祉審議会」及び「山口県地域福祉支援計画策定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等を通じ広く県民の皆様の御意見をお聞きしながら、この度、「第四次山口県地域福祉支援計画」を策定いたしました。

この計画においては、「地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現」を基本目標に、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複合的課題に対応できる包括的相談支援体制の整備等に重点的に取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、地域福祉の更なる充実を図りながら、「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、全力を尽くして取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年（2018年）10月

山口県知事 村岡嗣政

< 目 次 >

第1章	策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	地域福祉を取り巻く状況	3
1	地域社会の状況	3
(1)	人口、世帯数の推移	3
(2)	地域社会の変化	4
(3)	高齢化の進行	5
(4)	障害者手帳所持者の状況	7
(5)	少子化の進行	7
(6)	生活保護の状況	8
(7)	生活困窮者自立支援制度における支援状況	9
(8)	若年無業者（ニート）の状況	9
(9)	ひきこもりの状況	10
(10)	自殺者の状況	10
2	県内市町における地域福祉計画の策定状況	11
3	地域福祉に係る人材・組織等の状況	12
(1)	人材の状況	12
(2)	活動組織の状況	12
(3)	住民が主体となった地域福祉活動の状況	12
4	第三次計画の推進状況	14
(1)	地域福祉サービスの基盤づくり	14
(2)	共に見守り、支え合う地域づくり	15
(3)	地域福祉を担う人づくり	16
5	制度改正等の状況	17
6	地域共生社会の実現に向けた国の動き	19
第3章	計画の基本目標と施策体系	21
1	基本目標	21
2	施策体系	21

第4章 施策推進の方策	23
I 共に見守り、支え合う地域づくり	23
1 地域住民相互による福祉活動の促進	23
2 見守り・支え合い体制の充実・強化	25
II 地域福祉サービスの基盤づくり	27
1 地域福祉サービスの充実	27
2 複合化・多様化する課題に対応した包括的な相談支援体制の整備	28
3 権利擁護の推進	30
4 ユニバーサルデザインの推進	31
III 地域福祉の担い手づくり	33
1 地域において主体的に福祉活動を担う人材の育成・確保	33
2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保	34
3 多様な主体の活動促進	35
 第5章 計画の推進・点検	 38
1 計画の推進体制	38
(1) 地域住民、民間団体等の役割	38
(2) 行政の役割	40
2 計画の点検・評価	40
 【用語解説】	 41
 【巻末資料】	 51
資料1 「第四次山口県地域福祉支援計画」（素案）に対する 意見募集の結果概要	51
資料2 山口県社会福祉審議会委員	52
資料3 山口県地域福祉支援計画策定検討委員会委員	53
資料4 計画の策定経過	54
資料5 数値目標一覧	55

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 本県では、2005（平成17）年3月に「山口県地域福祉支援計画」を策定し、以降、これまで3次にわたる「山口県地域福祉支援計画」に基づき、市町における地域福祉*の取組を支援してきました。
- こうした中、近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家庭の機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能の低下が進行しています。
- こうした状況を背景に、かつては地域や家族などのつながりの中で対応されてきた、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援や「社会的孤立*」、「制度の狭間」の問題への対応等の課題が表面化しています。
- また、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人、世帯単位で複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とするといった状況もみられ、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- このため、県では、こうした課題に的確に対応し、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会*の実現に向けて、この度、「市町地域福祉計画」に基づき地域福祉を推進する市町の取組支援に関する基本的な事項を定める「第四次山口県地域福祉支援計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「地域福祉支援計画*」として位置付け、広域的な観点から、市町における地域福祉計画*の策定や地域福祉推進のための取組への支援に関する事項を定めるものです。
- この計画は、「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」などの分野別計画と連携・整合を図り、各計画における地域福祉に関して共通して取り組むべき事項や各計画で対象としない事項について、地域福祉の視点から、横断的・総合的に定める計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や市町における地域福祉の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

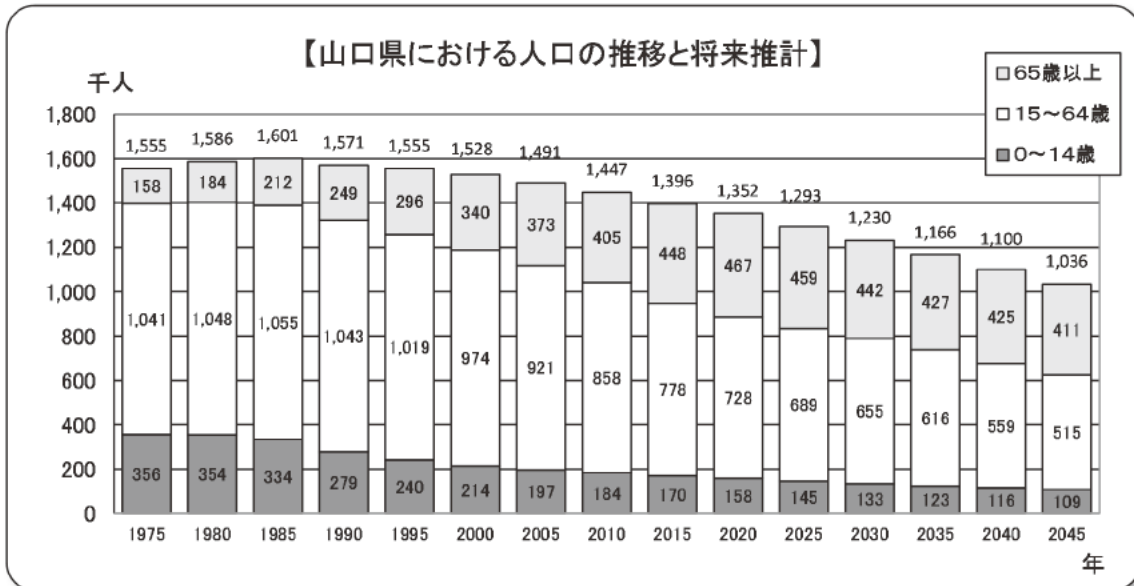
2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
第三次計画									
					第四次計画				

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

(1) 人口、世帯数の推移

本県の人口は、1985年以降減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所によると今後もさらに減少することが推計されています。

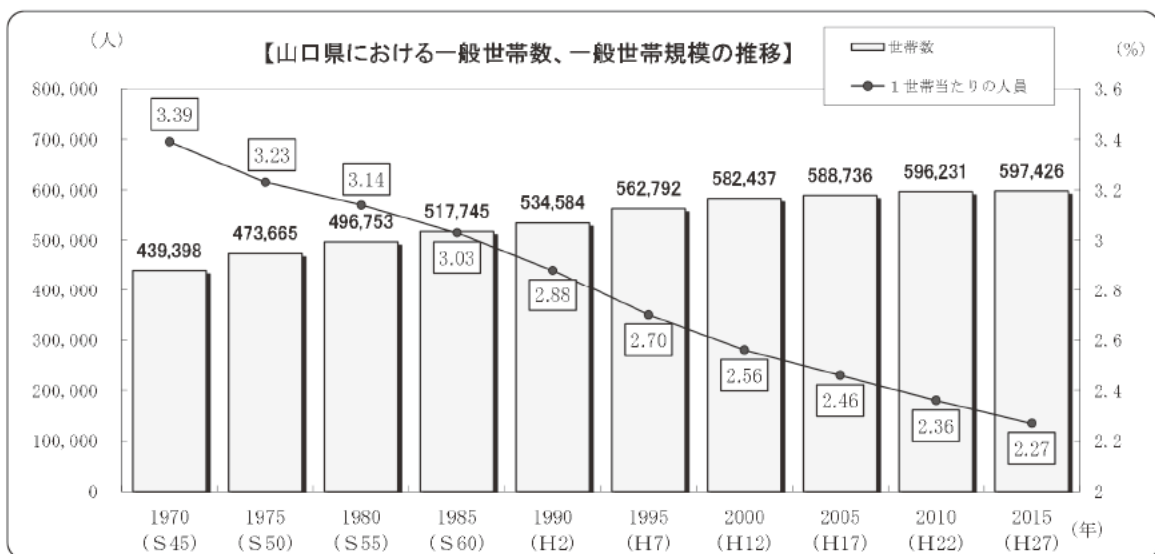


(注) 2015年以前の総人口には、年齢不詳分を含まない。

[資料] 2015年以前：「国勢調査」(総務省)

2020年以降：「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

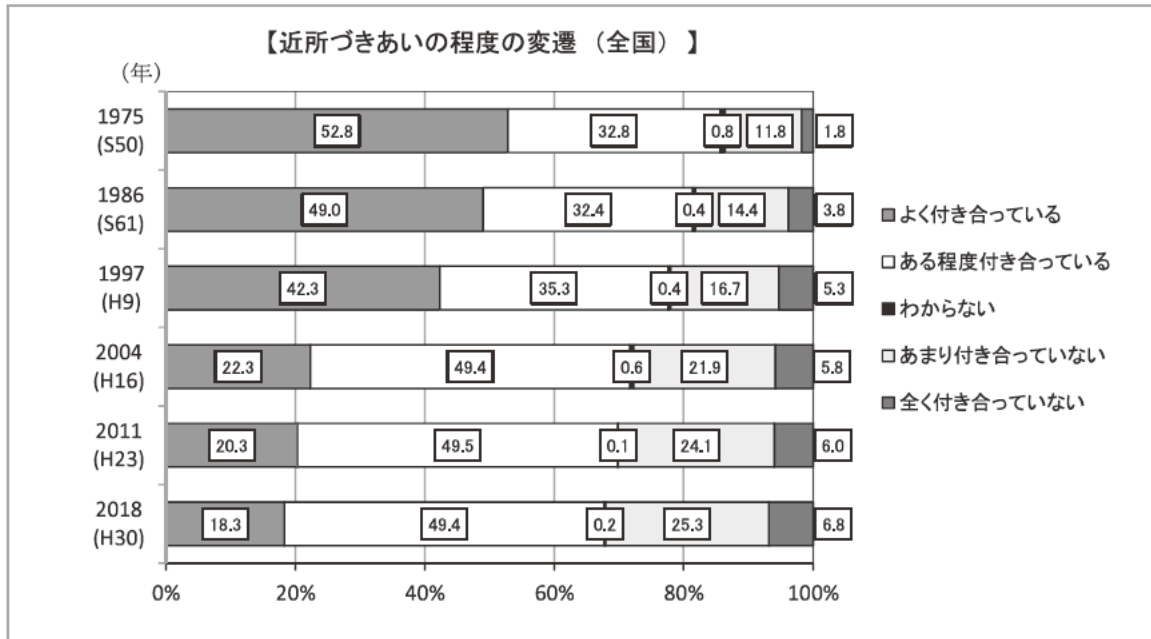
世帯数は、単身世帯の増加など家族形態の変化により増加する一方で、一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、世帯の小規模化による、家族の扶助機能の低下が懸念されています。



[資料] 「国勢調査」(総務省)

(2) 地域社会の変化

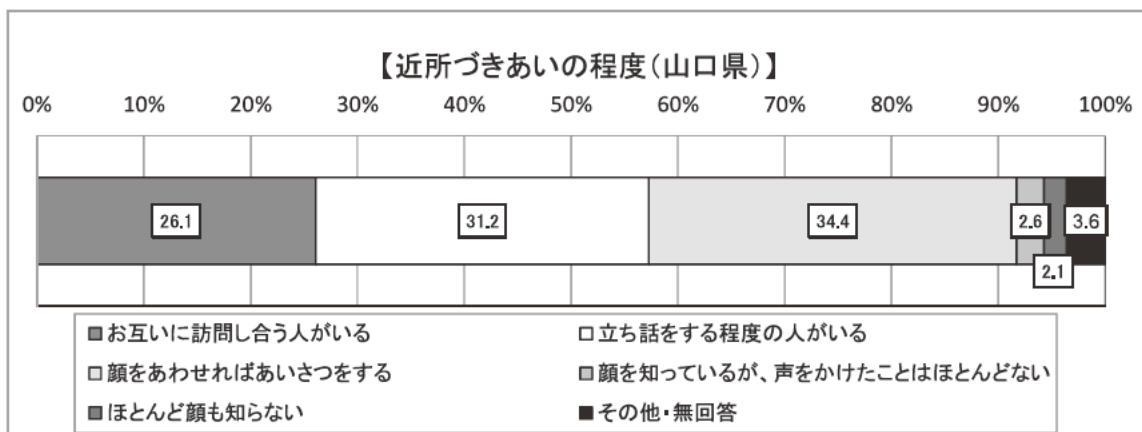
全国的に近所づきあいの程度が低下し続けており、地域社会におけるつながりの希薄化が進む傾向が見られます。



〔資料〕「社会意識に関する世論調査」（内閣府）

※ 1997（平成9）年以前の回答の選択肢は左から「親しく付き合っている」「付き合いはしているがあまり親しくはない」「わからない」「あまり付き合っていない」「付き合いはしていない」となっている。

本県における近所づきあいは、「顔をあわせればあいさつをする」程度が最も多く、3割を超えています。



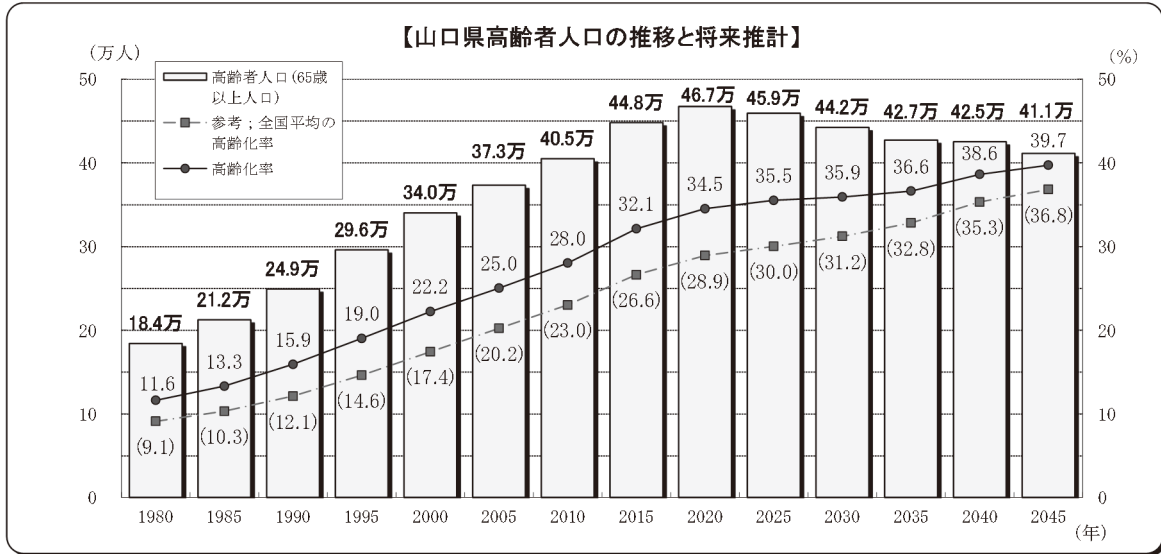
〔資料〕「2013年度福祉に関する県民意識調査」（山口県社会福祉協議会）

(3) 高齢化の進行

① 高齢化の進行

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、2015年には32.1%と全国よりも5.5ポイント高い水準となっており、全国に比べ、約10年早いスピードで高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は2020年をピークに緩やかに減少に転じるものの、高齢化率は2045年に39.7%になるとされています。

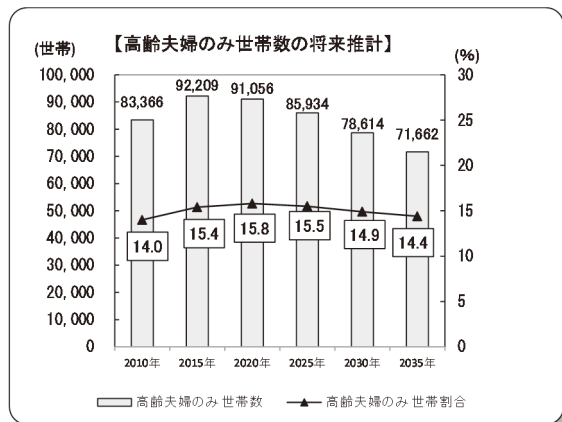
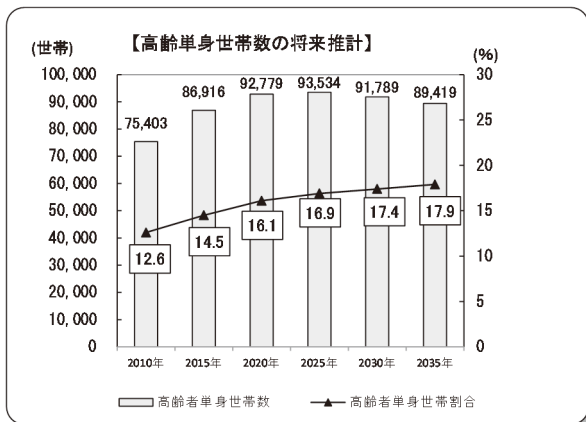


〔資料〕 2015年以前：「国勢調査」（総務省）

2020年以降：「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

② 高齢単身世帯*等の増加

高齢単身世帯数、高齢夫婦のみ世帯*数は共に増加しており、特に高齢単身世帯数については、今後も、2025年まで増加すると見込まれています。

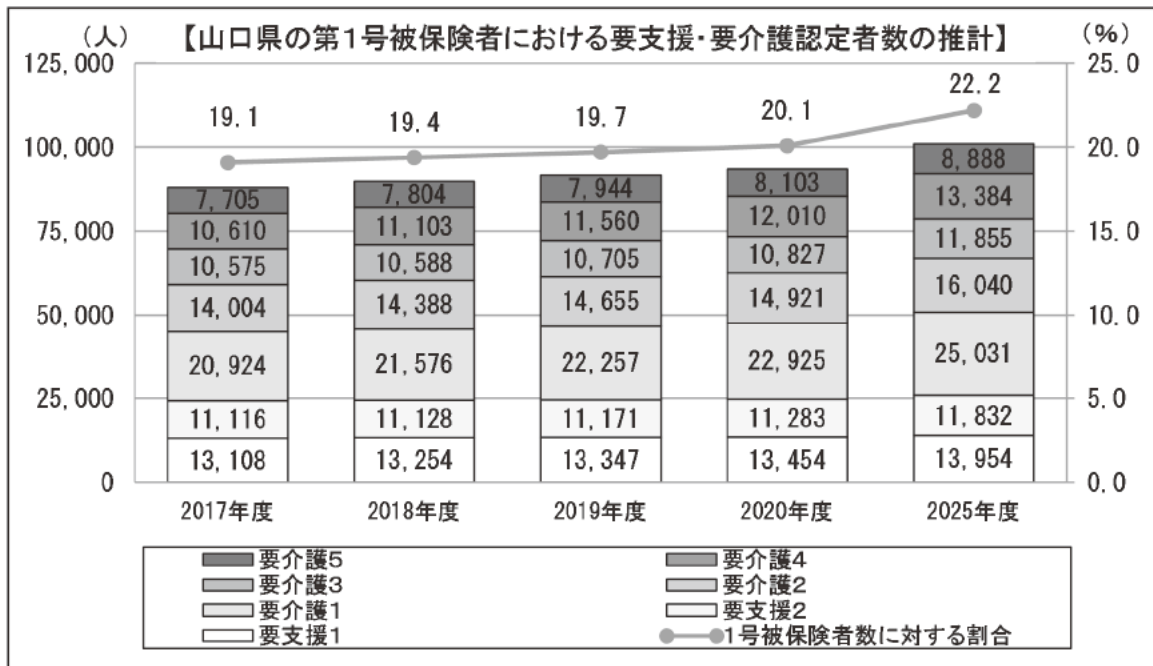


〔資料〕 2015年以前：「国勢調査」（総務省）

2020年以降：「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014（平成26）年4月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

③ 要支援・要介護認定者*数の増加

要支援・要介護認定者数については、2017年度の約9万人から、2020年度には約9万5千人に増加する見込みです。



〔資料〕 「第六次やまぐち高齢者プラン」 (県長寿社会課)

④ 認知症の人の増加

認知症の人については、2012年の6.3万人から、2025年には9万人前後に増加すると見込まれています。

【認知症の人の将来推計】

区 分		2012年	2015年	2020年	2025年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	山口県	6.3万人	7.0万人	8.0万人	8.6万人
	全 国	462万人	525万人	602万人	675万人
	有病率	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計	山口県	6.3万人	7.2万人	8.3万人	9.3万人
	全 国	462万人	535万人	631万人	730万人
	有病率	15.0%	16.0%	18.0%	20.6%

〔資料〕 「第六次やまぐち高齢者プラン」 (県長寿社会課)

(4) 障害者手帳所持者の状況

本県における身体障害者手帳所持者数は、2016（平成 28）年度末時点では約 6.4 万人となっています。

また、同じく 2016（平成 28）年度末時点の知的障害者の療育手帳*所持者数は約 1.2 万人、精神障害者保健福祉手帳*所持者数は約 1.3 万人となっています。

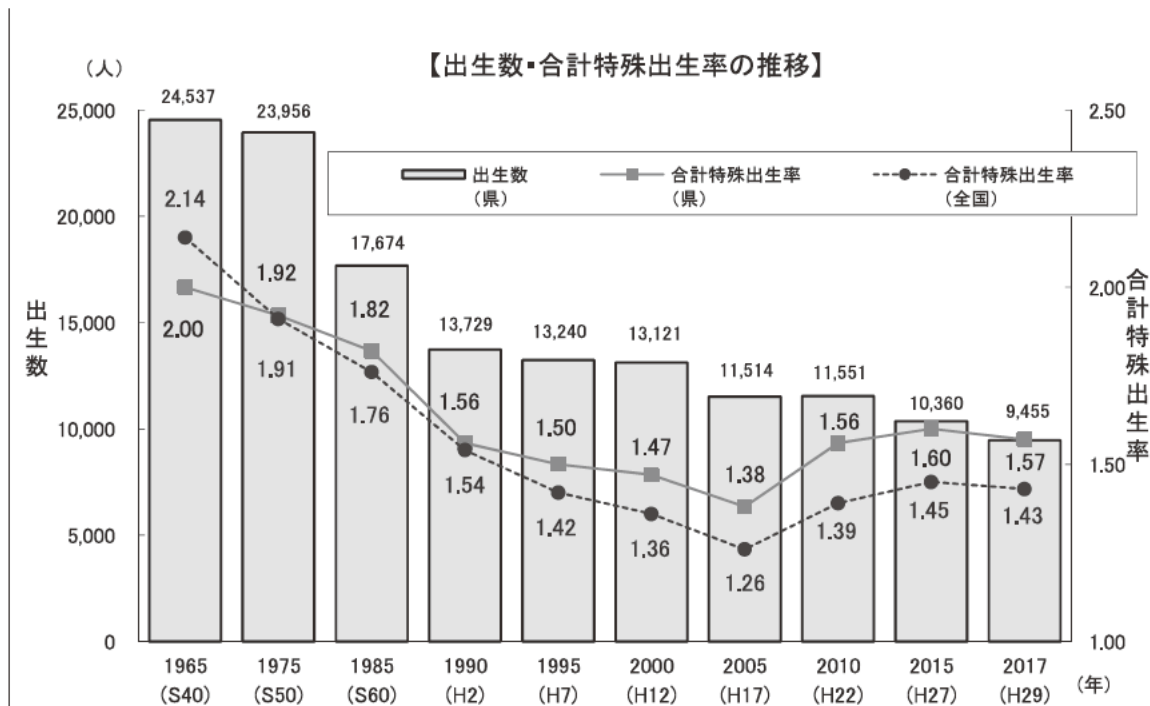
【障害者手帳所持者数の状況（2016（平成 28）年度）】

区 分	手帳所持者数（人）
身 体 障 害 者	64,294
知 的 障 害 者	11,929
精 神 障 害 者	12,833
合 計	89,056

〔資料〕 「やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）」（県障害者支援課）

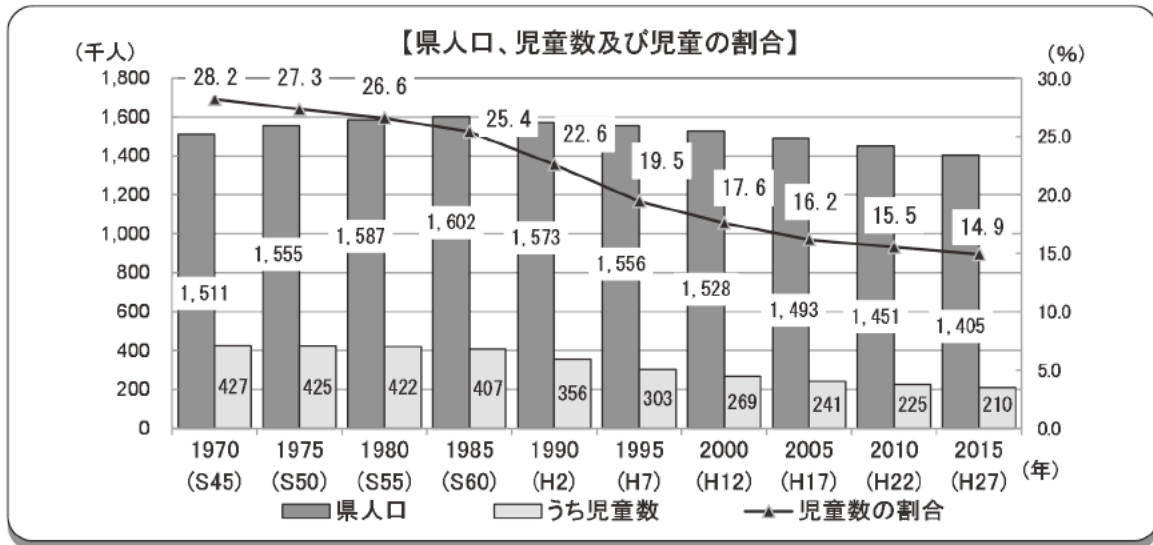
(5) 少子化の進行

合計特殊出生率*（1人の女性が一生の間に生む子どもの数）は近年回復していますが、依然として、少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。



〔資料〕 「人口動態統計」（厚生労働省）

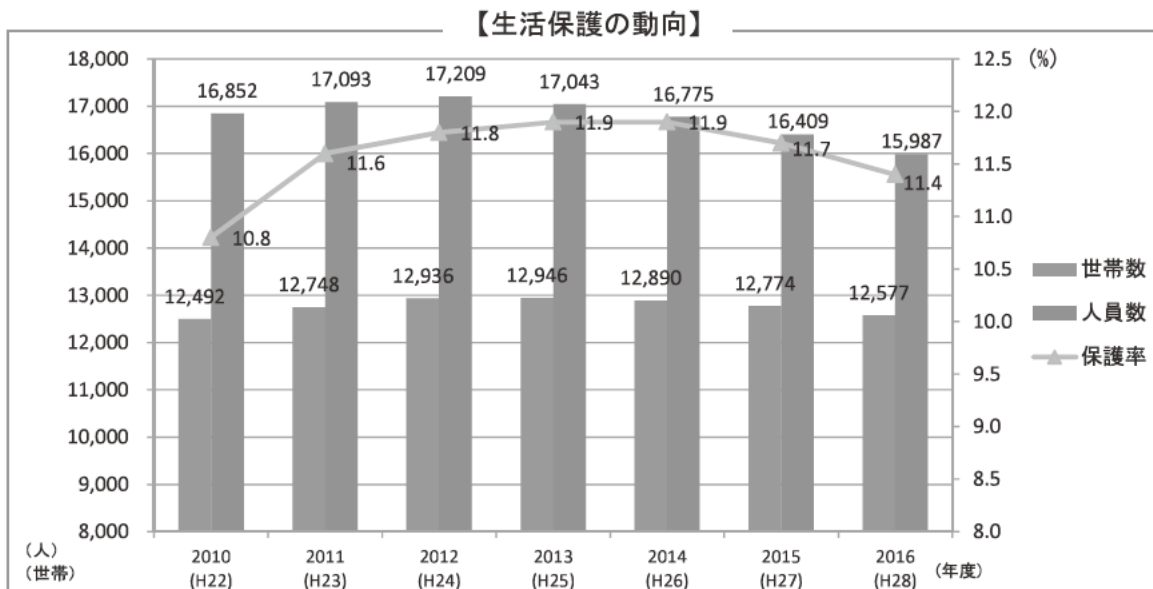
また、児童（18歳未満の者）の数は、第2次ベビーブーム（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）以降、一貫して減少を続けており、県の総人口に占める児童の割合も低下しています。



〔資料〕 「国勢調査」 (総務省)

(6) 生活保護の状況

被保護世帯数、人員数、保護率（千人当たりの被保護者数）は、近年は減少傾向にあります。



〔資料〕 「山口県の生活保護」 (県厚政課)

(7) 生活困窮者自立支援制度*における支援状況

2015（平成 27）年度から、生活困窮者自立支援制度が開始されました。

2016（平成 28）年度の新規相談受付件数は 2,147 件となっており、うち支援プラン作成件数（529 件）と就労者数（231 件）は、それぞれ前年度と比較して増加しています。

【生活困窮者自立支援制度における支援状況】

	新規相談受付件数(件)	支援プラン作成件数(件)	就労者数(人)
2015(平成27)年度	2,366	485	173
2016(平成28)年度	2,147	529	231

〔資料〕 「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」（厚生労働省）

(8) 若年無業者（ニート）の状況

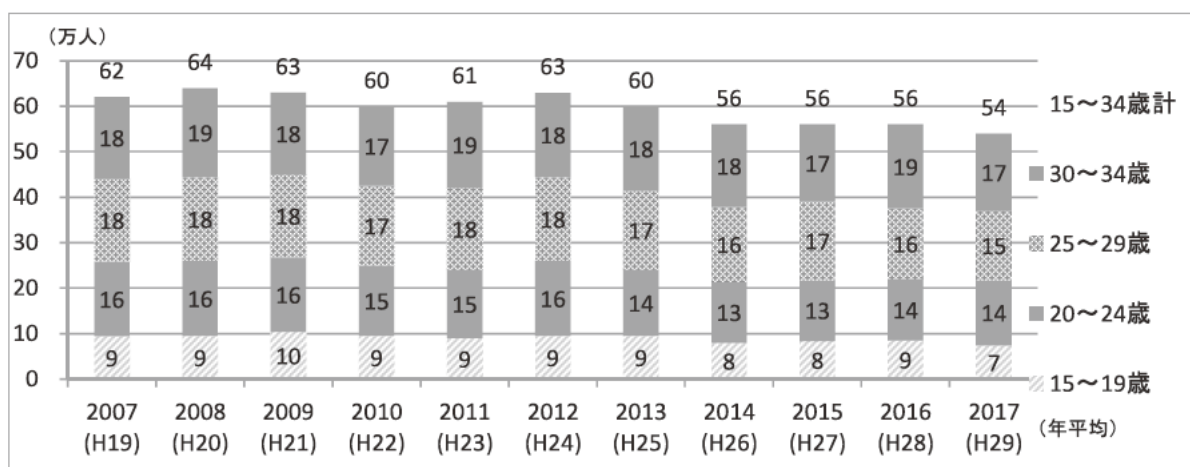
若年無業者（ニート）の数は、2014（平成 26）年に 60 万人を下回って以降、50 万人台で推移しています。

2017（平成 29）年の「就業構造基本調査特別集計」（総務省）によると、県内の若年無業者数（15～34 歳）は 6,600 人となっています。

※ この調査における若年無業者とは、15 歳から 34 歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- 1 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- 2 就業を希望していない者（非就業希望者）

【若年無業者数（ニート）の推移（全国）】



（注）若年無業者については、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計

〔資料〕 「労働力調査」（総務省）

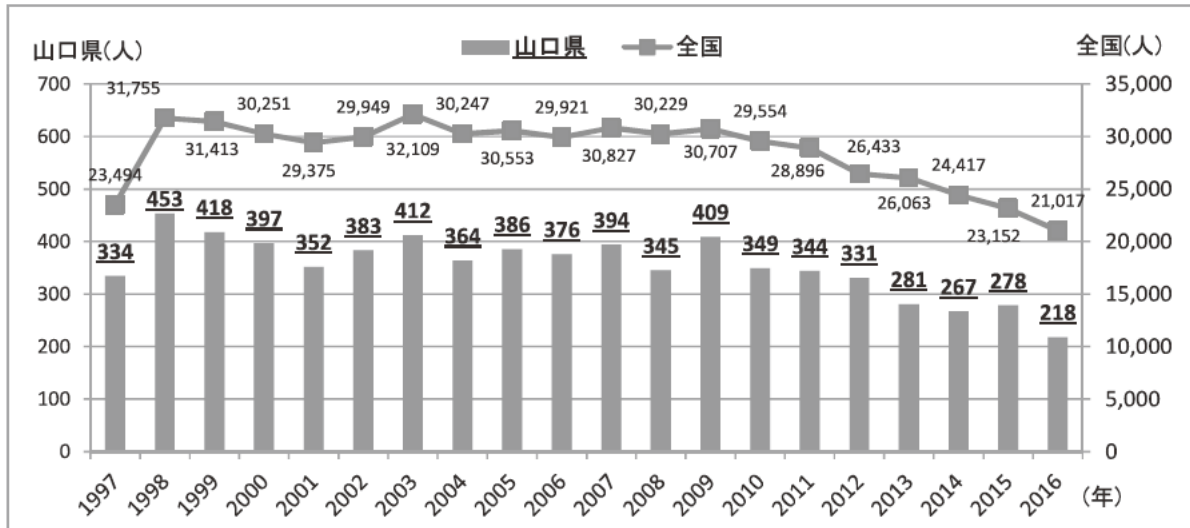
(9) ひきこもり*の状況

2015（平成27）年度に実施された「若者の生活に関する調査」（内閣府）から推計されたひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で54.1万人となっており、これを人口比で計算すると、本県では約5千人のひきこもりの若者がいる計算になります。

(10) 自殺者の状況

自殺者数は、1998（平成10）年に急増して以降、400人前後で推移してきましたが、2013（平成25）年からは4年連続で300人を下回っています。

【自殺者数の推移】



〔資料〕 「人口動態統計」（厚生労働省）

2 県内市町における地域福祉計画の策定状況

本県の市町における地域福祉計画の策定状況は、19市町中17市町（12市5町）、策定割合は89.5%となっており、全国平均と比較すると高くなっていますが、この計画は、住民と行政の協働による地域福祉を推進する上での重要な計画であり、また、2017（平成29）年の社会福祉法改正により策定が努力義務化されたことから、その策定を一層促進する必要があります。

また、策定済みの市町についても、法改正により追加された記載事項を盛り込んだ計画の改定に直ちに着手するよう促すこととします。

なお、計画の策定にあたっては、社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画と一体的に策定したり、内容を一部共有する等、相互に連携を図ることが求められます。

【地域福祉計画策定状況（2017（平成29）年4月1日現在）】

区 分	策定済み市(町村)数	全市(町村)数	策定割合
県内市	12	13	92.3%
全国市区	731	815	89.7%
県内町	5	6	83.3%
全国町村	558	926	60.3%
県内市町計	17	19	89.5%
全国市町村計	1,289	1,741	74.0%

3 地域福祉に係る人材・組織等の状況

地域では多様な人材・組織が地域福祉活動を推進しています。その活動実態は市町により様々ですが、主なものの状況は以下のとおりです。（民生委員・児童委員*及び老人クラブ*以外は2017（平成29）年4月1日現在）

(1) 人材の状況

① 民生委員・児童委員

県内の民生委員・児童委員の定数は、合計3,765人（地区担当委員3,388人、主任児童委員377人。下関市を含む。）であり、地区担当委員は1人の委員が平均で2自治会、177世帯を担当しています。なお、民生委員・児童委員の平均年齢は66.1歳となっています。（2018（平成30）年2月現在。下関市を除く。）

② 福祉員*

県内の全市町において、8,683人の福祉員が活動しており、配置状況は市町ごとに異なりますが、地区担当の民生委員1人に対し、2.6人の割合となっています。

(2) 活動組織の状況

① 自治会福祉部*

県内11市町で計413箇所自治会福祉部が設置されていますが、県内単位自治会数（5,391箇所）に対して、7.7%の設置率となっています。

② 地区社会福祉協議会*

県内には16市町社協に計270の地区社協が設置されています。

(3) 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① ふれあい・いきいきサロン*

小地域*単位で地域の仲間づくり、出会いの場づくりの取組を進める「ふれあい・いきいきサロン」は、全ての市町において、計1,818箇所が設置されています。

② ボランティア

社会福祉協議会に登録しているボランティア数は、個人登録が1,343人、グループ登録が1,251団体（50,683人）となっています。

③ 老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしている「老人クラブ」は全ての市町にあり、その数は計1,379となっています。（2018（平成30）年3月末現在）

【市町別の状況（2017（平成29）年）】

	人口 〔高齢化率 (%)〕	世帯	高齢 単身 世帯 (H27) 〔率(%)〕	民生委員 児童委員	福祉員	自治会 福祉部	地区社協		ふれあい いきいき サロン	ボランティア		老人 クラブ
							地区 社協	公立 小学校		個人	グループ 数	
下 関	262,702 (34.5)	116,269	17,786 (15.3)	693	798	46	64	49	224	375	222	139
宇 部	167,077 (32.0)	73,460	9,781 (13.4)	389	898	17	22	24	124	174	131	107
山 口	196,517 (28.3)	86,226	9,429 (11.1)	447	861	-	25	33	257	3	213	196
萩	47,639 (41.9)	21,323	4,196 (19.5)	213	498	23	5	20	97	87	45	90
防 府	114,882 (30.2)	48,005	6,182 (13.0)	246	291	190	15	17	101	224	38	89
下 松	56,535 (29.3)	24,639	2,924 (12.3)	115	331	0	15	8	45	18	25	50
岩 国	133,601 (35.0)	58,723	9,317 (15.8)	408	640	1	34	32	218	90	110	163
光	50,594 (35.3)	21,113	2,958 (14.1)	122	378	0	8	11	79	99	36	68
長 門	34,242 (41.9)	14,597	2,658 (18.2)	130	435	60	7	11	78	25	15	55
柳 井	32,070 (38.0)	14,110	2,631 (18.6)	107	479	0	10	11	31	13	0	37
美 祢	25,205 (40.1)	9,948	1,677 (16.7)	106	441	0	7	15	96	33	91	33
周 南	142,591 (32.2)	62,260	8,510 (13.8)	373	1,418	0	31	27	190	43	108	145
山 陽 小 野 田	61,913 (32.8)	25,986	3,733 (14.5)	158	324	-	11	12	44	15	69	43
周防大島	16,316 (53.0)	7,704	2,277 (28.5)	119	331	22	4	10	120	46	55	98
和 木	6,323 (25.3)	2,636	349 (13.5)	18	70	0	0	1	17	5	22	8
上 関	2,586 (54.8)	1,362	454 (31.1)	23	75	0	8	1	5	40	16	10
田 布 施	15,059 (35.2)	6,161	931 (15.2)	44	248	11	0	4	40	32	23	18
平 生	12,445 (41.7)	4,913	790 (16.0)	32	111	0	4	2	29	2	29	20
阿 武	3,287 (48.0)	1,442	333 (22.4)	22	56	43	0	2	23	19	3	10
計	1,381,584 (33.5)	600,877	86,916 (14.5)	3,765	8,683	413	270	290	1,818	1,343	1,251	1,379

*人口・世帯：「人口移動統計調査」（2017（平成29）年10月1日現在）（県統計分析課）

*高齢単身世帯：2015（平成27）年「国勢調査」（総務省）

*民生委員・児童委員：民生委員法第4条に基づき知事が定めた定数

*公立小学校：「教育委員会・学校一覧」（県教育委員会）

*老人クラブ：県長寿社会課調べ（2018（平成30）年3月末現在）

*その他の項目：「社会福祉協議会便覧」（県社会福祉協議会）

4 第三次計画の推進状況

第三次計画(計画期間：2013(平成25)～2017(平成29)年度)における地域福祉推進の主な取組状況は以下のとおりで、概ね順調に進んでいます。

第三次計画の計画期間中においても、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景に、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援や、「制度の狭間」の問題への対応等の課題が表面化してきており、今後、こうした課題に対応した仕組みづくりが求められます。

(1) 地域福祉サービスの基盤づくり

在宅福祉サービスの充実や相談支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関等の相互連携の強化、ユニバーサルデザインの推進等を図ってきました。

▼ 高齢者人口1万人当たり居宅サービス事業所数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
27.6箇所 (2011)	43.2箇所 (2017※)	38.2箇所 (2016)	88.4%

▼ 障害者の訪問系サービス利用時間(年間)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
333千時間 (2011)	469千時間 (2017※)	366千時間 (2016)	78.0%

▼ 成年後見制度*による申立件数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
399件 (2011)	543件 (2017※)	405件 (2017)	74.6%

▼ 地域包括支援センター*設置数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
39箇所 (2012)	57箇所 (2017※)	59箇所 (2017)	103.5%

▼ 障害者に係る計画相談支援(サービス利用計画作成)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
— (2011)	24,540人 (2017※)	20,594人 (2016)	83.9%

▼ 地域子育て支援拠点*の設置数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
140箇所 (2012)	150箇所 (2017※)	155箇所 (2017)	103.3%

▼ 重層的な見守り体制*を整備した市町

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
1市 (2012)	全(19)市町 (2017)	全(19)市町 (2017)	100.0%

▼ 公共的施設の適合証交付件数 (累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
474件 (2011)	640件 (2017)	594件 (2017)	92.8%

▼ やまぐち障害者等専用駐車場利用証交付件数 (累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
13,903件 (2011)	43,000件 (2017※)	53,061件 (2017)	123.4%

(2) 共に見守り、支え合う地域づくり

小地域福祉活動の充実やボランティア・NPO*・企業等の活動の振興を図るとともに、「寄附文化*」の醸成を図ってきました。

▼ 地区社会福祉協議会数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
262箇所 (2012)	280箇所 (2014)	270箇所 (2017)	96.4%

▼ ふれあい・いきいきサロン数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
1,558箇所 (2012)	1,780箇所 (2017※)	1,818箇所 (2017)	102.1%

▼ 市町社協・ボランティアセンター登録ボランティア数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
38,954人 (2012)	60,500人 (2019※)	52,026人 (2017)	86.0%

▼ やまぐち子育て県民運動*サポート会員登録数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
298団体 (2012)	380団体 (2019※)	407団体 (2017)	107.1%

▼ 企業等社会貢献活動ネットワーク*数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
122社 (2012)	134社 (2019※)	128社 (2017)	95.5%

▼ 「赤い羽根共同募金*」の募金額

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
379,718千円 (2012)	目標額の達成 (2017※) (381,001千円)	353,755千円 (2017)	92.8%

(3) 地域福祉を担う人づくり

福祉サービスを担う人材を確保するとともに、地域福祉活動を支える担い手の確保を図ってきました。

▼ 県福祉人材センター*の紹介就職者数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
139人 (2012)	222人 (2017※)	258人 (2017)	116.2%

▼ 介護支援専門員*登録者数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
7,838人 (2012)	9,200人 (2017※)	9,331人 (2017)	101.4%

▼ 発達障害に係る研修会等参加者数(普及啓発、関係職員研修)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
2,506人 (2011)	3,000人 (2017※)	3,035人 (2016)	101.2%

▼ 認知症サポーター*養成数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
56,977人 (2012)	105,000人 (2017※)	117,303人 (2017)	111.7%

▼ 長寿社会推進員*数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
912人 (2012)	940人 (2014)	944人 (2014)	100.4%

▼ 意思疎通支援者養成(手話・要約・盲ろう・点訳・朗読)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
562人 (2011)	764人 (2014)	788人 (2014)	103.1%

(※) 関連計画の改定等に伴い、一部の数値目標について改定後の数値に置き換えています。

5 制度改正等の状況

年	法制度等の動き	主な内容
1999	<p>◆「社会福祉事業法等改正案大綱骨子」の策定</p> <p>◆地域福祉権利擁護事業の開始</p>	<p>「社会福祉基礎構造改革について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った社会福祉制度の構築 ・サービスの質の向上 ・社会福祉事業の充実・活性化 ・地域福祉の推進〔地域福祉計画の策定〕 <p>・判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助 等</p>
2000	<p>◆社会福祉法の施行（社会福祉事業法を改正・改称）</p> <p>◆介護保険法の施行</p> <p>◆成年後見制度の開始</p> <p>◆運営適正化委員会の設置</p>	<p>・地域福祉計画、地域福祉支援計画の策定について 等</p>
2002	◇「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」の策定	<p>・計画の趣旨、構成、策定手順等についてのガイドライン</p>
2003	<p>◆社会福祉法の施行</p> <p>◆障害者支援費制度の開始</p>	<p>・地域福祉計画に関する規定の施行</p>
2005	◇「山口県地域福祉支援計画（第一次計画）」の策定	<p>・総合的・横断的なサービスの実現</p> <p>・県と市町村の連携・協働による仕組みづくり</p> <p>・住民と行政が一体となった取組の推進</p>
2006	<p>◆障害者自立支援法の施行</p> <p>◆改正介護保険法の施行</p>	<p>・3障害（身体・知的・精神）の一元化</p> <p>・利用者本位のサービス体系に再編</p> <p>・就労支援の抜本的強化 等</p> <p>・新予防給付の創設</p> <p>・地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設 等</p>
2008	◆「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の提言（厚生労働省）	<p>地域福祉計画に関する主な提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題の発見方策、地域福祉活動の情報共有の仕組み、担い手や拠点などの事項を盛り込むべき ・公的な福祉サービスや市場サービスと地域福祉活動の連携、公的な福祉サービスの一元的な対応等、市町村の役割についても規定すべき ・計画の策定及び実施に当たっては、住民参加を一層徹底する必要がある 等
2009	◇「山口県地域福祉支援計画（第二次計画）」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・安心と生活の質の向上 ・新たな支え合いの構築 ・様々な主体の参画と協働

年	法制度等の動き	主な内容
2012	◆改正介護保険法の施行 ◆子ども・子育て支援三法の成立	・地域包括ケアシステム*の推進 等 ・地域の子ども・子育て支援の充実 等 (利用者支援、地域子育て支援拠点など)
2013	◆障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法を改正・改称) ◆改正生活保護法の成立 ◆生活困窮者自立支援法の成立	・障害者の定義に難病等を追加 ・重度訪問介護の対象者の拡大 ・共同生活介護(ケアホーム)の共同生活 援助(グループホーム)への一元化 等 ・就労による自立の促進 等 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保 給付金の支給 等
2014	◇「山口県地域福祉支援計画(第三次 計画)」の策定 ◆医療介護総合確保推進法の成立 (介護保険法の改正)	・地域福祉サービスの基盤づくり ・共に見守り、支え合う地域づくり ・地域福祉を担う人づくり ・在宅医療・介護連携の推進 ・予防給付を地域支援事業に移行 等
2016	◆「ニッポン一億総活躍プラン」閣議 決定 ◆改正社会福祉法の成立 ◆成年後見制度利用促進法の成立 ◆改正障害者総合支援法の成立 ◆改正母子保健法の成立 ◆改正児童福祉法の成立 ◆再犯防止推進法の成立	・「地域共生社会の実現」を提唱 ・社会福祉法人の地域公益活動の責務 等 ・市町村計画の策定 等 ・障害者の望む地域生活の支援 等 ・子育て世代包括支援センターの法定化 等 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設 置 等 ・地方再犯防止推進計画の策定 等
2017	◆「「地域共生社会」の実現に向けて (当面の改革工程)」の決定(「我が 事・丸ごと」地域共生社会実現本部) ◆改正社会福祉法の成立 ◆社会福祉法に基づく市町村における 包括的な支援体制の整備に関する指 針(厚生労働省告示)	・地域課題の解決力の強化 ・地域丸ごとのつながりの強化 ・地域を基盤とする包括的支援の強化 ・専門人材の機能強化・最大活用 ・市町村による地域住民と行政等との協 働による包括的支援体制づくり ・地域福祉計画策定の努力義務化 ・共生型サービスの創設 等 ・適切かつ有効な実施を図るための事業 内容、留意点等

◆ 国の取組

◇ 県の取組

6 地域共生社会の実現に向けた国の動き

- 国は、「地域共生社会」の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年6月2日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（2017（平成29）年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、現在、その具体化に向けた取組を進めています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

- 地域共生社会実現本部の下に設置した「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の「中間とりまとめ」等を踏まえ、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度で対応困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、社会福祉法が改正されました。（2017（平成29）年6月2日公布、2018（平成30）年4月1日施行）
- また、改正社会福祉法第106条の3第2項の規定に基づき、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」が策定・公表されました。

【改正社会福祉法の概要】

（1）地域福祉推進の理念の明確化（法第4条）

- 法第4条第1項の規定は、2000（平成12）年の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。
今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改めています。

- 法第4条第2項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題*を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う機関（「支援関係機関」）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の理念を明確化しています。

（2）市町村の包括的な支援体制づくり（法第106条の3第1項）

- 地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備（以下の①～③）していくことが市町村の努力義務とされました。
 - ① 住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）
 - ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備（第2号）
 - ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）

（3）地域福祉計画の充実（法第107条の及び108条）

- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」及び第106条の3第1項で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が記載すべき事項として追加されました。

第3章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。
- そのためには、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複合化、多様化する課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備することが重要となっています。

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現

2 施策体系

◆ 共に見守り、支え合う地域づくり

社会福祉協議会を中心とした「福祉の輪づくり運動*」の取組と連携し、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、地域の見守り、支え合い体制の充実・強化に取り組みます。

◆ 地域福祉サービスの基盤づくり

高齢者、障害者、子どもなど分野ごとの公的福祉サービスの一層の充実を図るとともに、制度の狭間や複合的な課題等について包括的に受け止め、分野を超えて一体的に支援していくための包括的な相談支援体制の整備を促進します。また、各分野の共通の課題となる権利擁護*体制の充実やユニバーサルデザイン*の推進等に取り組みます。

◆ 地域福祉の担い手づくり

地域における福祉活動を活性化していくため、住民一人ひとりが、地域福祉活動に主体的に参画する意識を高めるとともに、活動のリーダーの育成や、シニアやサービスの受け手の経験がある方など幅広い担い手の確保に取り組みます。また、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けることができるよう、サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組を推進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人、企業など多様な主体の活動を促進します。

施策体系図

I 共に見守り、支え合う地域づくり

1 地域住民相互による福祉活動の促進

- (1) 地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり
- (2) 福祉意識の醸成

2 見守り・支え合い体制の充実・強化

- (1) 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化
- (2) 災害時における要配慮者*への支援体制の強化

II 地域福祉サービスの基盤づくり

1 地域福祉サービスの充実

2 複合化・多様化する課題に対応した包括的な相談支援体制の整備

- (1) 生活圏域で地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備
- (2) 市町における包括的な課題解決機能の強化
- (3) 広域的・専門的相談支援体制の充実

3 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 権利擁護の取組の充実
- (3) 虐待防止体制の強化
- (4) 差別解消の取組の推進
- (5) 個人情報の保護

4 ユニバーサルデザインの推進

III 地域福祉の担い手づくり

1 地域において主体的に福祉活動を担う人材の育成・確保

2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 資質の向上

3 多様な主体の活動促進

- (1) ボランティアやNPO等の活動の促進
- (2) 社会福祉法人による地域公益活動の促進
- (3) 企業等による社会貢献活動の促進

第4章 施策推進の方策

I 共に見守り、支え合う地域づくり

家族形態の変化や個人の価値観の多様化等に伴い、地域における住民のつながりが希薄化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会を中心とした「福祉の輪づくり運動」の取組と連携し、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、地域の見守り、支え合い体制の充実・強化に取り組みます。

1 地域住民相互による福祉活動の促進

現状と課題

- 人口減少の進行や家族形態の変化、個人の価値観の多様化等により、地域における支え合いの機能が低下する中、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決できる地域づくりを進めていくことが必要です。
- 地域住民が「支え手」側と「受け手」側に分かれることなく、地域の誰もが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会づくりを進めるため、自治会や小・中学校区などを単位として「地域生活課題」を住民主体で把握・解決していけるよう、住民の福祉活動の活性化を図っていくことが重要です。

施策推進の方策

(1) 地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり

- 自治会など、身近な地域で地域住民が日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合うサービスの提供体制の構築や、自治会福祉部の設置など、地域の実情に応じ、福祉活動を進めていくための体制整備を促進します。
- 自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司*、老人クラブなど、多様な主体による地域福祉活動を促進するため、相互の連携強化を図ります。
- 地域住民と社会福祉協議会等の連絡調整や地域の話し合いの場づくり等を行うコーディネーターなど、地域の活動リーダーとなる人材の育成を進め、福祉活動の活性化を促進します。
- まちづくりや農業、防災、交通安全など、福祉以外の幅広い分野の取組と連携しながら、住民同士が支え合い、地域生活課題の解決に資する取組の促進を図ります。
- 自治会などが運営する「ふれあい・いきいきサロン」や住民が主体的に介護予防などの活動を行う「通いの場」等を活用した住民の交流・孤立化防止の取組を促進します。

(2) 福祉意識の醸成

- ホームページや広報誌など多様な媒体や、各種行事等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努めます。
- ひきこもりや障害のある人など、社会的に配慮が必要な人々を地域全体で包み支え合う、「社会的包摂*」についての啓発に努めます。
- 県民運動として実施している「あいサポート運動*」の更なる推進を図り、障害のある方への理解や配慮の実践を進めます。
- 社会福祉協議会と連携し、地域住民を対象としたセミナーや研修会等の開催を通じて、地域福祉活動に関する意識啓発に努めます。
- 教育委員会・学校と、社会福祉協議会などの福祉関係団体との連携により、教育活動の様々な場面における福祉教育の充実を図ります。
- 県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金」等の普及啓発を進め、募金活動の活性化を促進するとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め「寄附文化」の醸成を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
自治会等を中心とした地域の助け合いサービスの取組がある市町数	14市町	2017	全市町 (19市町)	2022
福祉部を設置する自治会のある市町数	11市町	2017	全市町 (19市町)	2022
あいサポート企業・団体数	116団体	2017	269団体	2022
「赤い羽根共同募金」の募金額	353,755千円	2017	目標額の達成	2022

2 見守り・支え合い体制の充実・強化

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしている地域づくりをしていくことが重要です。そのため、民生委員・児童委員などを含めた地域住民相互の見守りに加え、現在、全市町で取り組んでいる郵便、新聞、電気、ガス事業者など、生活関連事業者等を含めた多様な主体による重層的な見守り・支え合い体制をさらに充実・強化していく必要があります。
- 災害時における高齢者や障害者などの要配慮者に対する支援は重要な課題です。こうした方の安否確認や避難場所への誘導等を迅速・的確に実施できるよう、災害時の支援体制を強化していく必要があります。

施策推進の方策

(1) 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化

- 誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、県・市町・社会福祉協議会・関係団体・民生委員・児童委員・住民等が一体となって高齢者や障害者、子ども等への見守りなど日常的な地域福祉活動の充実に取り組みます。
- 単身高齢者などの支援を必要とする方に対し、支え合いマップ*を活用したきめ細かな見守り活動などの取組を促進します。
- 地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワーク*の充実を図ることにより、地域における重層的な見守り体制を強化します。また、こうした市町における重層的な見守り体制の充実を支援するため、全県域を統括する事業者との見守り活動に関する包括協定の締結の取組を拡大します。
- 認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター」と連携した、見守り支援体制づくりを促進します。
- 地域ボランティア等と連携した子どもへの見守り活動を推進します。
- ひきこもりなど様々な社会的課題に取り組むNPO等の参画により、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動の充実を図ります。

(2) 災害時における要配慮者への支援体制の強化

- 各市町における避難行動要支援者*一人ひとりの個別の避難計画作成等を促進するなど、災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。
- 災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行えるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
- 災害時における要配慮者の避難場所として、バリアフリー化など、必要な配慮がされた福祉避難所*の確保・充実に努めます。
- 大規模災害発生時に、被災した要配慮者が十分な支援を受けられるよう、関係福祉団体と締結した「災害時における福祉支援に関する協定」に基づき、広域的な支援体制の一層の充実・強化を図ります。

- 行政や民間団体等が協働して設置する「災害ボランティア活動支援ネットワーク」において、平常時から大規模災害を想定した支援活動に関する情報交換等を行うとともに、専門性を有するボランティアの派遣調整等を行うことにより、災害ボランティア活動の充実を図ります。
- 県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
認知症サポーター養成数（累計）	117,303 人	2017	180,000 人	2022
災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数（累計）	226 人	2017	480 人	2022



活動事例：共に見守り、支え合う地域づくり 「よりあい処 西ヶ丘」～地域住民相互の福祉活動～

【団体の概要】

団体名称：よりあい処西ヶ丘（宇部市）

活動区域：宇部市西ヶ丘自治会（391世帯 779人、高齢化率34.7%）

【特 色】

- ・「よりあい処西ヶ丘」を設立し、①喫茶（拠点づくり）、②見守り・安否確認、③普段困っていることの「おたすけ」を実施

1 活動の目的・経緯

○自治会内で続けて2人の方が誰にも気づかれることなく亡くなられたことを発端に、1999（平成11）年に自治会に福祉部を設置し、安否確認や「ふれあい喫茶」を開始。

○2011（平成23）年に「ふれあい喫茶」を継続発展させ「よりあい処西ヶ丘」を発足。高齢者から子どもまで「みんなでよりあい楽しい時間を過ごす場」を提供し、普段困っていることの手助けを開始。

2 活動の内容

○「喫茶 よりあい処西ヶ丘」

- ・喫茶、カラオケ、映画、支援チームによる健康相談など、毎月4日程度開催。

○「みまもり処西ヶ丘」

- ・一人暮らし高齢者への見守り・安否確認、登下校時の小学生の見守り等を実施。
- ・2016（平成28）年度から支え合いマップづくりを行い、地域から孤立した人、孤立しそうな人を発見・発掘。

○「おたすけ処西ヶ丘」

- ・草刈り、掃除等、普段困っていることへの「おたすけ」を有償にて実施。



Ⅱ 地域福祉サービスの基盤づくり

高齢者、障害者、子どもなど分野ごとの公的福祉サービスの一層の充実を図るとともに、制度の狭間や複合的な課題等について包括的に受け止め、分野を超えて一体的に支援していくための包括的な相談支援体制の整備を促進します。

また、各分野の共通の課題となる権利擁護体制の充実やユニバーサルデザインの推進等に取り組みます。

1 地域福祉サービスの充実

現状と課題

- 福祉ニーズの多様化や高度化を踏まえ、介護、障害、子育て、就労、住宅など幅広く福祉サービスの充実を図る必要があります。

施策推進の方策

- 「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など、各福祉分野の計画に沿った施策を着実に実施し、公的福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者と障害者・児に同一の事業所でサービスを提供する「共生型サービス」の取組等により、地域のニーズに応じたサービスの提供につなげます。
- 地域住民のニーズに的確に対応できるよう、公的福祉サービスと社会福祉協議会やボランティア、NPO、地域住民等による制度外のサービスとを組み合わせ地域における福祉サービスの充実を促進します。
- 事業者自身によるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の公開・開示の取組を促すとともに、第三者評価*の利用促進を図ることを通じて、質の高いサービスを提供できる体制を整備します。
- 施設等への苦情窓口や第三者委員の設置等、事業者による苦情処理体制の整備を促進するとともに、困難事例に対応するため、山口県社会福祉協議会に設置した福祉サービス運営適正化委員会*の取組の充実を図り、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努めます。
- ハローワーク、教育機関その他の関係機関と連携を図り、様々な事情により、就労に困難を抱える方の就労促進に向け、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

- 高齢者や障害者世帯等の公営住宅入居要件の緩和や、優先入居制度等について周知を図るとともに、住宅確保要配慮者*の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会*」等により、住宅の情報提供、家賃債務保証等の支援に努めます。
- 福祉部局、住宅部局等が連携し、ニーズに応じた住まいの情報提供やバリアフリー改修などの住宅相談に対応するとともに、サービス付き高齢者向け住宅やケアハウスなど、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善の取組を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6箇所	2016	20.5箇所	2022

2 複合化・多様化する課題に対応した包括的な相談支援体制の整備

現状と課題

- 近年、8050*、ダブルケア*、生活困窮など、複合化した課題が顕在化し、縦割りで整備されたこれまでの公的支援制度の下では対応が困難なケースが生じていることから、これらの課題を丸ごと受けとめ、一つ一つの課題を整理しながら解決に結び付けていく取組が必要となっています。
- また、いわゆるごみ屋敷問題や社会的孤立など、既存の制度で明確に位置づけられていないものの、地域において何らかの支援が必要な、いわゆる「制度の狭間」にある課題も含めて解決する取組が必要です。
- さらに、医療的ケアを要する子どもへの支援や難病患者への対応、犯罪をした人等の円滑な社会復帰支援など、単独の市町では解決が困難な専門性や広域的対応が必要な課題については、県において市町の取組を支援していく必要があります。

施策推進の方策

（1）生活圏域で地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備

- 住民に身近な圏域において、地域の実情に応じ、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにより、地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備を促進します。

- 地域住民の潜在的なニーズを早期に把握し、適切なサービスへとつなぐため、相談支援機関と民生委員・児童委員の訪問活動等が連携したアウトリーチ*型の相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民が、多様なサービスをニーズに応じて適切に活用できるよう、行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、民生委員・児童委員等の相互の連携強化を図ります。

(2) 市町における包括的な課題解決機能の強化

- 複雑・複合的な課題の相談を包括的に受け止め、関係機関が連携し、ケース検討会議等を通じて一体的に解決を図る仕組みづくりを進めるため、先進事例等の情報提供と助言、取組状況等の共有などにより、市町の取組を促進します。
- 生活困窮者の自立に向け、相談に包括的・一元的に対応するとともに、複合的な課題に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を促進します。
- ひきこもりやニート、ごみ屋敷、自殺、配偶者からの暴力など、複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組等を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進します。

(3) 広域的・専門的相談支援体制の充実

- 医療的ケアを要する子どもや難病患者への対応など、県における広域的・専門的な相談支援機能の充実を図ります。
- 複数の分野にわたる相談にワンストップで対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図るため、県央部に分散配置されている県の福祉相談機関を統合し、総合的・一体的な相談支援体制を構築します。
- 犯罪をした人等が地域において孤立することのないよう、地域生活定着支援センター*における福祉サービス利用に向けた調整の実施等、福祉的支援が必要な人の円滑な社会復帰を支援します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
生活圏域で包括的に相談を受け止める体制を整備している市町数	3市町	2017	全市町 (19市町)	2022

3 権利擁護の推進

現状と課題

- 今後増加が見込まれる認知症高齢者をはじめ、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方の権利を擁護することは、地域福祉の根幹を成すものであり、こうした方々が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及をはじめ、権利擁護の取組の充実を図る必要があります。
- 高齢者、障害者、子ども等への虐待防止や、障害等を理由とする差別の解消、個人情報保護等も重要な課題です。

施策推進の方策

(1) 成年後見制度の利用促進

- 支援を必要とする方の意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づく市町計画の策定を促進します。
- 成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発を図ります。また、制度の利用が困難な方を支援するため、市町による後見開始の審判申立を促進するとともに、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）の取組や市町による市民後見人*の育成等の取組を支援します。

(2) 権利擁護の取組の充実

- 認知症や障害等により、判断能力が十分でない方に対し、「福祉サービスの利用援助」や「日常的金銭管理」などの支援を適切に行うため、権利擁護体制の充実に努めます。

(3) 虐待防止体制の強化

- 高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

(4) 差別解消の取組の推進

- 障害等を理由とする差別の解消に向けて、国や市町、関係機関等と連携し、「障害者差別解消法」等への県民・事業者の理解を深めます。

(5) 個人情報の保護

- 個人情報の適切な取扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	0市町	2017	全市町 (19市町)	2022

4 ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 本県においては、2003（平成15）年3月に「山口県ユニバーサルデザイン行動指針*」を定め、ユニバーサルデザインの取組を計画的・重点的に推進してきました。また、国においても2017（平成29）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画*」を策定したところであり、引き続き、高齢者や障害のある人などを含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるよう、すべての人が利用しやすい生活環境の整備を進めていくことが必要です。

施策推進の方策

- ユニバーサルデザインのアイデアに対する表彰制度やホームページでの情報発信等を通じ、その普及を図ります。
- 「山口県福祉のまちづくり条例*」等に基づいた施設等の整備を促進し、高齢者や障害者等に配慮したまちづくりを進めます。
- 「やまぐち安心おでかけ福祉マップ*」等により、高齢者、障害者、子ども連れの方などが利用しやすい公共的施設の情報を提供します。
- 高齢者や障害のある方、妊産婦などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*」の周知と理解を促進します。
- 障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク*」や、妊娠初期の方等を含めて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク*」の普及に努めます。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の適合証交付件数（累計）	594件	2017	734件	2022
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,078施設	2017	1,730施設	2022



活動事例：地域福祉サービスの基盤づくり 「福祉総合相談窓口の設置」

～生活圏域で包括的に相談を受け止める場～

【団体の概要】

団体名称：阿武町総合相談センター（阿武町社会福祉協議会）

活動区域：阿武町内（中学校区）

【特 色】

- ・阿武町社会福祉協議会に「阿武町総合相談センター」を設置し、高齢、障害等、複数分野にわたる課題を含んだケースに対して、柔軟に相談対応を実施。
- ・町社協において、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所なども運営し、権利擁護や成年後見制度の利用も含め、行政と連携した総合的な相談支援体制を整備。

1 活動の目的・経緯

○地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるよう、阿武町社会福祉協議会において2006（平成18）年に地域包括支援センターの受託と同時に、福祉の総合窓口として「阿武町総合相談センター」を設置。

2 活動の内容

○「阿武町総合相談センター」において、地域住民や世帯が抱える課題を総合的に受け止める体制を整備。

○阿武町社会福祉協議会にて、高齢、障害等に関する相談事業等を実施し、ケースごとに各担当と連携して包括的に対応。

（実施事業等）

- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・地域福祉権利擁護事業
- ・相談支援事業所
- ・地域活動支援センター

○困難事例等について、必要に応じ行政へつなぐとともに、地域ケア連携会議や障害連携会議等の機会を活用し、定期的に行政等との情報共有を図るなど、課題解決に向け連携して対応。



Ⅲ 地域福祉の担い手づくり

地域における福祉活動を活性化していくため、住民一人ひとりが、地域福祉活動に主体的に参画する意識を高めるとともに、活動のリーダーの育成や、シニアやサービスの受け手の経験がある方など幅広い担い手の確保に取り組みます。

また、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けることができるよう、サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組を推進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人、企業など多様な主体の活動を促進します。

1 地域において主体的に福祉活動を担う人材の育成・確保

現状と課題

- 人口減少・高齢化の進展が見込まれる中、地域における福祉活動を活性化していくためには、民生委員・児童委員、福祉員等による取組の一層の充実を図るとともに、住民一人ひとりが地域の福祉課題について考え、その解決に向けた活動に主体的に参画する意識を高めていくことが重要であり、受け手・支え手の区別なく、多様な担い手の確保と地域福祉活動を推進するリーダーの育成が求められます。

施策推進の方策

- 多様な媒体を活用した広報や情報提供、各種行事等における啓発等を通じて、地域福祉活動への住民の参画意識の向上を図ります。
- 複合化・多様化する福祉ニーズへの対応など、民生委員・児童委員に対する研修の充実を図るとともに、民生委員・児童委員への住民の理解・協力を促進する普及啓発に努めます。
- 県社会福祉協議会と連携し、住民の地域福祉活動を育て、支える、コミュニティソーシャルワーク*能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進めます。また地域福祉活動事例の情報提供等を通じて、市町等による実践的な活動リーダーの育成を支援します。
- 高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成等の役割を担う、生活支援コーディネーター*を養成し、その資質向上を図ります。
- 社会参加促進や地域づくり活動を率先するシニアグループや「おいでませシニア隊*」の取組など、シニアが行う様々な地域活動を支援します。
- 住民が支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含めあらゆる住民が、自らの経験を活かし、地域福祉活動の担い手として参加する取組を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）	目標値（目標年度）
コミュニティソーシャルワーク実践研修修了者数（累計）	21人 2017	80人 2022

2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保

現状と課題

- 増大する福祉・介護ニーズに的確に対応するためには、多様な人材の確保に努めるとともに、専門的知識・技能を備えた質の高い福祉・介護人材を計画的・安定的に養成し、福祉・介護職場への就業を促進する必要があります。

施策推進の方策

（1）人材の確保・定着

- 県福祉人材センターの機能強化等により、福祉・介護人材の確保に向けた取組の充実を図ります。
- 福祉・介護の仕事の魅力を社会全体、特に将来の担い手となる学生や保護者・教員等に向けて発信し、その理解促進やイメージアップを図ります。
- 介護福祉士修学資金の貸付*やインターンシップの実施等により新規学卒者の参入促進を図るとともに、中高年の介護未経験者等を対象とする研修、「やまぐち働きやすい介護職場宣言*」等の取組を通じ、多様な人材の確保に努めます。
- 拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、関係機関・団体等と連携し、介護支援専門員、社会福祉士*、介護福祉士*等の着実な養成に取り組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図ります。
- 退職手当共済事業への助成や出産又は疾病による休暇の取得支援、社会福祉法人の経営労務管理体制改善の取組への支援などを通じて、働きやすい環境づくりに向けた取組を促進します。

（2）資質の向上

- 福祉・介護職場に就業した者が、高度化・多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、キャリアアップや従事者の職種・経験に応じた専門性向上に資する研修の充実を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
県福祉人材センターの有効求職登録者数 （年間の月平均）	200人	2016	238人	2022

3 多様な主体の活動促進

現状と課題

- 地域の福祉ニーズが多様化・複雑化する中、こうした福祉ニーズにきめ細かく対応していくためには、公的な福祉サービスを補完する様々な活動を担うボランティアやNPO、企業等による取組を促進していくことが必要です。
- また、社会福祉法人については、2016（平成28）年の社会福祉法改正により、地域における公益的な取組に関する責務を積極的に果たしていくことが求められています。

施策推進の方策

（1）ボランティアやNPO等の活動の促進

- 社会福祉協議会、やまぐち県民活動支援センター*等と連携した情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進します。
- ボランティアへの参加者の掘り起しを促進し、活動を活性化させるため、各種研修会の開催等を通じて、その要となる活動リーダーの育成を図ります。
- 学校や家庭、地域において、ボランティア活動や福祉体験などが積極的に進められるよう、体験活動の充実や地域ぐるみでの支援体制の強化を図ります。
- 認知症やひきこもりといった課題を抱える方々に、当事者の視点に立ったよりきめ細かな支援が展開できるよう、家族会等の当事者団体の活動を支援します。
- ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成や「あいかさねっと*（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」の活用等により、マッチング機能の強化を図ります。
- やまぐち県民活動支援センターによる情報提供、相談・助言や、山口きらめき財団*による各種助成制度等により、NPO活動やボランティア活動など、県民の自主的・主体的な活動を支援します。

(2) 社会福祉法人による地域公益活動の促進

- 山口県社会福祉法人経営者協議会等と連携し、社会福祉法人による地域の福祉ニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。
- 小規模な社会福祉法人等の地域公益活動の促進を図るため、複数の法人が連携して行う協働事業を支援します。

(3) 企業等による社会貢献活動の促進

- 「企業ボランティア活動促進モデル事業所*」の指定や「企業等社会貢献活動ネットワーク」制度の充実等を通じ、社会福祉協議会と連携しながら、県内企業の社会貢献活動への理解促進を図ります。
- 地域における重層的な見守りネットワークへの生活関連事業者等の参画を促進します。
- 地域の福祉課題の解決につながるコミュニティビジネス*などの取組を関係機関等と連携して支援します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数	52,026人	2017	61,000人	2022
市町単位の地域公益活動推進協議会等と連携して地域福祉活動に取り組む市町数	5市町	2017	全市町 (19市町)	2022
企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業等数	128社	2017	138社	2022



活動事例：地域福祉の担い手づくり

「岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」
～社会福祉法人の地域公益活動～

【団体の概要】

団体名称：岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会

活動区域：岩国市内（市内を4地区に分けて活動）

【特色】

- ・市社協が幹事（事務局）となり、市内の社会福祉法人の連携による地域における公益的な取組を推進。
- ・民生委員・児童委員全員に対し、地域生活課題に関する調査を実施し、結果を分析。
- ・市内4地区に地区運営委員会を設置し、地区の実状に応じた事業を検討。
- ・「地域における公益的な取組」に係る市行政への内容確認及び事例共有を実施。

1 活動の目的・経緯

○社会福祉法人の地域公益活動に関する責務規定が創設されたことを受け、岩国市において「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対して、社会福祉法人が連携して支援する仕組みを作ることを目的とし、2017（平成29）年5月に「岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会設立準備会」を立ち上げ、検討を開始。

○2017（平成29）年10月、「岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」を設立し、それぞれの地域生活課題や地域の福祉ニーズに応える取組を推進。
（事務局：岩国市社会福祉協議会）

2 活動の内容

○地域公益活動の推進及び情報発信

- ・協議会等で実施する地域公益活動について、行政へ内容確認するとともに、その事例や事業のノウハウを蓄積し、加盟法人間において共有。

○福祉課題の把握及び調査・研究

- ・民生委員が日頃の活動を通して認識している地域課題を数値化し、実践に繋げるため、民生委員・児童委員全員調査（アンケート）を実施し、集計・分析。

○地域課題に対する事業の企画・実施

- ・地区運営委員会（岩国、玖西、玖北、由宇・通津）を設置し、地域ごとに社会福祉法人・福祉施設のネットワーク化を図り、地域の課題に応じて社会福祉法人が連携して活動や事業を実施する体制を整備。
- ・各地区・全市の取組として具体化・実践し、岩国市の地域福祉向上を図る。



第5章 計画の推進・点検

1 計画の推進体制

地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、地域住民、民間団体等の関係者と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して本計画に取り組むことが必要です。

(1) 地域住民、民間団体等の役割

① 住民、住民団体等

ア 地域住民

住民は「福祉サービスの利用者」であると同時に「地域福祉の担い手」でもあることから、地域における福祉課題を自らの問題として考え、NPOやボランティア等の福祉活動や地域の福祉施策の決定に主体的・積極的に参画していくことが期待されます。

イ 自治会

住民に身近な自治組織として、福祉部の設置や民生委員・児童委員、福祉員の見守り活動等への理解と協力、さらには地域における防災・防犯活動など、地域住民の福祉に配慮した活動実践が期待されます。

ウ 地区社会福祉協議会

福祉に関する地縁型の住民任意団体として、防災や防犯、子育てなど地域で共通する関心事について、地域の実情に応じた実践的な活動の推進が期待されます。

エ ボランティア・NPO等の民間団体

地域住民等との連携を図りながら、地域における多様な福祉ニーズに応じた活発な活動を展開することが期待されます。

② 社会福祉協議会

ア 市町社会福祉協議会

地域福祉の中心的な推進主体として、市町と連携しながら、住民や民間団体による地域福祉活動を促進するとともに、住民の福祉意識の醸成や日常生活における個別の支援、ニーズに対応した新たなサービスの開発に取り組むことが期待されます。

イ 県社会福祉協議会

地域福祉の広域的な推進主体として、県や県域の団体等と協働して、研修会の開催や助言、先進事例等の収集、調査・研究、情報提供などにより、市町社会福祉協議会や民間団体の取組を支援・促進するとともに、人材の育成、地域福祉の普及啓発などに取り組むことが期待されます。

③ 民生委員・児童委員

地域の見守りの要として、住民の生活状況を把握し、支援を必要とする人に対して、生活相談、助言、必要な情報の提供を行うなど地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

④ 福祉員

市町社会福祉協議会会長から委嘱を受けた小地域福祉活動の実践者として、民生委員・児童委員と協働しながら、見守り活動や地域福祉活動を行うことが期待されます。

⑤ 老人クラブ

長年に渡って培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かし、健康づくり・介護予防活動や、支援を必要とする高齢者の見守り、日常的な生活支援、交流の場づくりなど地域社会に根差した活動を行うことが期待されます。

⑥ 保護司

犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の関連機関や自治会等と連携しながら、犯罪の予防活動を行うことが期待されます。

⑦ 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人・社会福祉施設等）

社会福祉法に定める地域福祉の推進主体として、利用者の立場に立った福祉サービスを適切に提供するとともに、社会資源や専門的な知識・技術等を地域に提供し、地域貢献活動に積極的に取り組むことが期待されます。特に、社会福祉法人については、2016（平成28）年の社会福祉法改正により地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されたことから、地域の福祉ニーズに対応した更なる取組が求められています。

⑧ 県共同募金会

民間福祉活動の主要な財源となる「赤い羽根共同募金」を実施する法人として、募金の使いみちや住民の地域福祉活動を周知することなどにより、社会福祉に対する住民の理解と関心を高め、目標に掲げた募金を集めることが期待されます。

⑨ 企業

地域社会の構成員として、CSR（企業の社会的責任）を果たす上での社会貢献活動や、ビジネス的手法を用いた地域福祉サービスの提供など、地域福祉活動の担い手としての役割が期待されます。

(2) 行政の役割

① 市町

住民に最も身近な基礎自治体として、地域福祉推進の主導的役割を担っています。具体的には、住民やボランティア団体等との連携を通じて地域の福祉ニーズを的確に捉え、個人だけでなく世帯全体が抱える課題・ニーズに適切に対応し、必要なサービスへつなぎ、解決へ結びつけるための包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域の実情に応じて専門的人材や拠点など、住民の地域福祉活動に必要な環境を整備することが期待されます。

② 県

広域自治体として、個々の市町で対応することが非効率な広域的課題や、市町単独で対応することが困難な専門的な課題に対応していくとともに、各分野の事業を一体的に実施するなど、庁内外の関係各課、関係機関等との連携を図りながら、市町の取組を支援し、県下全域にわたる地域福祉を推進します。

2 計画の点検・評価

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら分析・評価を行います。また、各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討します。
- 点検結果を踏まえ、計画推進上の課題等については、関係者の意見を聴きながら適切に対応することとします。

用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。

あ ○あいかさねっと

「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の愛称。ボランティアをしたい個人・団体・企業と、ボランティアをしてほしい団体をつなぐインターネット上のマッチングサイト。

○あいサポート運動

誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動のこと。

○アウトリーチ (Outreach)

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということを意味し、社会福祉の実施機関が潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取組。

え ○NPO

Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

お ○おいでませシニア隊

地域活動、各種イベント等において自主的なPR活動や県民運動を実施するため2015（平成27）年に開催された「ねんりんピックおいでませ！山口2015」に向けて養成された地域のリーダーとなる者。

か ○介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、サービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設等との連絡調整などの介護支援サービスを行う専門職。

○介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。介護に関する専門的知識・

技術をもって、施設の介護職員や訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護業務及び介護に関する指導等を行う者。

○介護福祉士修学資金の貸付（制度）

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金などの資金の貸付を行う制度。県内の社会福祉施設等に一定期間勤務した場合には、返還金が免除。

き ○企業等社会活動貢献活動ネットワーク

県内の企業及び関係機関・団体等が相互の情報交換、交流を通して連携を深めることにより、一層の社会貢献活動の充実と展開を図るために設置しているネットワーク。

○企業ボランティア活動推進モデル事業所

県内の民間事業所等の中で、社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行い、他の模範となる事業所等を「企業ボランティア活動促進モデル事業所」として指定するもの。

○寄附文化

国民がいつでも、どこでも、自発的に寄附ができる文化的な風土のこと。（中央共同募金会「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会答申」（1996（平成8）年2月）において示された考え方）

○共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を、国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから、「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

け ○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。

こ ○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数。

○高齢単身世帯

世帯主の年齢が65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）。

○高齢夫婦のみ世帯

世帯主の年齢が65歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）。

○コミュニティソーシャルワーク

住民の地域福祉活動の支援を行いながら、地域の福祉課題や支援を必要とする方のニーズに対し、地域の社会資源を活用・調整して解決する仕組みをつくること。

○コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

さ ○災害時における要配慮者

災害時において、何らかの障害等を持つことにより、避難行動等に配慮を必要とする者。一般的には、高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等があげられる。

○災害ボランティア活動支援ネットワーク

災害発生時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施されるよう県・市町災害ボランティアセンターへの支援を行うことを目的として構築された、民間・行政の協働による平常時からの連絡支援体制。

○支え合いマップ

小地域ごとに住民のふれあいや支え合いの状況を住宅地図に記載したもので、支援を必要とする方と社会資源（民生委員や福祉施設等）、サービスを特定した従来の福祉マップに、住民同士の支え合いの状況が分かるように書き込まれたもの。

○サポートマーク

内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としている事を示すマーク。

（2015（平成27）年作成）

し ○自治会福祉部

自治会による組織的・継続的な小地域福祉活動を住民の主体的な参加のもとに推進するための実践母体として、自治会の中に組織されたもの。

○市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲が高く、成年後見制度に関する正しい知識を身につけた一般市民で、家庭裁判所に後見人等として選任された者。

○社会的孤立

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

○社会的包摂

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。福祉に関する専門的知識・技術をもって、社会福祉施設や地域包括支援センター、福祉の相談機関等において相談や助言・指導等を行う者。

○重層的な見守り体制

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助等を行う仕組みのこと。

○住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方。

○小地域

自治会・町内会、小学校区・中学校区などの身近な日常生活圏域のこと。

せ ○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人に対し、福祉事務所設置自治体が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。

○生活支援コーディネーター

地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの創出、関係者のネットワーク化などを行う、生活支援や介護予防サービスの体制の構築に向けたコーディネーターの役割を果たす者。

○精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

た ○第三者評価

社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

○ダブルケア

介護と育児に同時に直面する世帯。

ち ○地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

○地域子育て支援拠点

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と協働して相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。

○地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

○地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を定めた計画

のこと。

○地域福祉支援計画

社会福祉法の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村を包含する都道府県が、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めた計画のこと。

○地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

○地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町村に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

○地区社会福祉協議会

地域住民に最も身近な社会福祉協議会として、住民同士が自分たちの生活する地域の生活・福祉課題を自分たち自身の課題として受け止め、解決に向けて協議するため、地元住民主体で設置された任意の団体。

○長寿社会推進員

シニアの地域活動リーダー養成講座（旧やまぐちシニア地域マスターカレッジ）の修了者の中から、地域の活動や団体のリーダーとして活躍するボランティアとして登録されたメンバーのこと。

に ○認知症サポーター

認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学ぶ講座を修了し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支援する者。

は ○8050

高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯。

ひ ○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）。

○避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

ふ ○福祉員

近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進めるため、地域住民の中から選出され、市町村社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する「小地域福祉活動の推進者」。

○福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置される機関。

○福祉人材センター

福祉の仕事を希望する方と、人材の必要な社会福祉施設等をつなぐ「福祉人材無料職業紹介所」のこと。社会福祉法に基づき、山口県社会福祉協議会に設置されている。

○福祉の輪づくり運動

「困ったときお互いに助け合える組織づくり」を合い言葉に、住民参加による福祉のネットワークを全県に整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進める運動。

○福祉避難所

一般的な避難所での生活が困難で、特に配慮を必要とする高齢者や障害者等を対象に設置される避難所のこと。具体的には、施設がバリアフリー化され、相談・助言等の支援体制が整備されていること等を基準として、社会福祉施設を中心に、市町において指定される。

○ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を持つ人に地域住民とのふれあいや生きがいの場を提供するため、住民が主体となって企画し自主的な運営を行うサロン活動。

へ ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成

したマーク。(2012(平成24)年作成)

ほ ○保護司

法務大臣が委嘱した更生保護のボランティア(非常勤の国家公務員)。地域の人びとや習慣等を良く理解しているという特性と豊富な人生経験と知識を活かし、保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行の防止のための活動を行う。

み ○見守りネットワーク

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組み。

○民生委員・児童委員

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ、支援を行う。

や ○やまぐち安心おでかけ福祉マップ

障害のある人や高齢者、乳幼児を連れた人など、すべての人が安心して外出できるよう、県内におけるユニバーサルデザインの配慮がなされた施設の情報を、インターネット上の地図に表示し紹介しているもの。

○山口きらめき財団

やまぐち県民活動きらめき財団、山口県文化振興財団、やまぐち女性財団の合併により2012(平成24)年4月に設立された公益財団法人。県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体への活動資金の助成や、県民活動への参加促進を図るための啓発等を行っている。

○山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織する団体。

○山口県社会福祉法人経営者協議会

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的として、昭和56年(1981年)7月に社会福祉法人山口県社会福祉協議会の内部組織として設立された団体。

○やまぐち県民活動支援センター

全県域を対象として、県民活動に関する情報提供や相談・助言、研修等の支援を行うとともに、施設を交流や情報交換の場として提供している中核的な支援拠点。

○山口県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自由に行動し、平等に参加することができる社会を築くために制定された条例。（1997（平成9）年制定）

○山口県ユニバーサルデザイン行動指針

県において、様々な分野で、全庁的、総合的に、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すもの。（2003（平成15）年策定）

○やまぐち子育て県民運動

社会全体で、子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、2003（平成15）年8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。

○やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

○やまぐち働きやすい介護職場宣言

介護サービス事業所が、就業環境の改善を通じて、「スタッフ一人ひとりが、やりがいを持って、働き続けられる職場づくりに向け、主体的に人材の確保・育成に取り組むこと」を宣言し、これからの進路を考える若者や、介護への就職を志す求職者の方等に情報発信する制度。

ゆ ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人をはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

○ユニバーサルデザイン2020行動計画

共生社会の実現に向けた大きな2つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくり推進する取組（街づくり分野）をとりまとめた計画。

よ ○要支援・要介護認定者

要支援もしくは要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、市町の要支援又は要介護の認定を受けた者。

り ○療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳。

る ○老人クラブ

高齢者がその知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとするを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体。

巻末資料

資料 1

「第四次山口県地域福祉支援計画」(素案)に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

(1) 募集期間

2018(平成30)年7月9日(月)～2018(平成30)年8月8日(水)

(2) 計画(素案)の閲覧方法

① 県庁ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在、各健康福祉センター

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

2 提出いただいたご意見

3名から12件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内容	件数
今後の施策の推進に関するもの	2
表記の方法等に関するもの	2
その他	8
計	12

資料 2

山口県社会福祉審議会委員

(任期：2018年4月1日～2021年3月31日)

区分	所属等	氏名
社会福祉事業に従事する者	山口県社会福祉協議会会長	○ 原 昌克
	山口県民生委員児童委員協議会会長	池田 芳晴
	山口県老人クラブ連合会会長	西川 三代子
	山口県老人福祉施設協議会会長	内田 芳明
	山口県介護福祉士会会長	河本 由美
	山口県身体障害者団体連合会会長	大下 博
	山口県障害福祉サービス協議会副会長	佐伯 豪
	山口県知的障害者福祉協会会長	古川 英希
	山口県手をつなぐ育成会監事	田中 里美
	山口県精神障害者福祉会連合会会長	石部 壽雄
	山口県児童入所施設連絡協議会会長	咲賀 信幸
	山口県保育協会会長	渡邊 正善
	山口県母子寡婦福祉連合会理事長	永田 禮子
	山口県地域活動連絡協議会会長	松橋 美恵子
学識経験者	山口県医師会常任理事	前川 恭子
	山口県病院協会副会長	三浦 修
	山口県歯科医師会常務理事	山野 涉
	山口県看護協会会長	西生 敏代
	山口県女性団体連絡協議会会員	宇佐川 栄子
	山口県青少年育成県民会議副会長	田中 道治
	山口大学准教授(教育学部)	田中 理絵
	山口県立大学教授(社会福祉学部)	内田 充範
	公募委員	玉木 真佐江

○：委員長

資料 3

山口県地域福祉支援計画策定検討委員会委員

(任期：2018（平成30）年3月1日～2019（平成31）年3月31日）

区分	所属等	氏名	
学識経験者	山口県立大学社会福祉学部 教授	○ 草平 武志	
市町行政	宇部市地域福祉課 課長	篠原 功 (～2018. 3. 31)	
	宇部市地域福祉・指導監査課 課長	吉村 直樹 (2018. 4. 1～)	
	阿武町民生課 課長	梅田 晃	
社会福祉協議会	山口県社会福祉協議会 地域福祉部長	大倉 隆雄 (～2018. 3. 31)	
	山口県社会福祉協議会 総務企画部長兼地域福祉部長	岡村 昌一郎 (2018. 4. 1～)	
高齢 (地域包括支援センター)	防府南地域包括支援センター センター長	井澤 久美	
障害 (相談支援事業所)	くらし自立応援センターいわくに 管理者	森岡 剛史	
児童 (地域子育て支援拠点)	子育て支援センターはぐくみクラブ (玖珂保育園) 園長	桂 信一	
社会福祉法人	山口県社会福祉法人経営者協議会 研修委員会副委員長	辻中 浩司	
地域住民等	自治会	山口県自治会連合会 副会長	藤井 勲
	民生委員・児童委員	山口県民生委員児童委員協議会 会長	池田 芳晴
	企業関係	山口県商工会連合会 専務理事	賀屋 哲也
	NPO等	支えてねネットワーク 理事長	上村 早苗

○：委員長

計 画 の 策 定 経 過

2018年 3月 1日	山口県地域福祉支援計画策定検討委員会設置
3月22日	第1回山口県地域福祉支援計画策定検討委員会 ・第四次計画の策定について ・地域福祉の現状と課題について ・第三次計画の進捗状況と課題 ・新たな計画のポイント
5月23日	第2回山口県地域福祉支援計画策定検討委員会 ・計画の素案について
5月31日	山口県社会福祉審議会 ・計画の素案について
7月 3日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の素案について
7月 9日 ～8月 8日	パブリックコメント（素案）
8月16日	第3回山口県地域福祉支援計画策定検討委員会 ・計画の最終案について
9月10日	山口県社会福祉審議会 ・計画の最終案について
10月10日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の最終案について

資料 5

数 値 目 標 一 覧

区 分	No	指 標	現 状 (基準年度)		目 標 値 (目標年度)	
I 共に見守り、支え合う地域づくり						
1 地域住民相互による 福祉活動の促進	1	自治会等を中心とした地域の助け合いサービスの取組がある市町数	14市町	2017	全市町 (19市町)	2022
	2	福祉部を設置する自治会のある市町数	11市町	2017	全市町 (19市町)	2022
	3	あいサポート企業・団体数	116団体	2017	269団体	2022
	4	「赤い羽根共同募金」の募金額	353,755千円	2017	目標額の達成	2022
2 見守り・支え合い体制 の充実・強化	5	認知症サポーター養成数(累計)	117,303人	2017	180,000人	2022
	6	災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数(累計)	226人	2017	480人	2022
II 地域福祉サービスの基盤づくり						
1 地域福祉サービスの 充実	7	要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6箇所	2016	20.5箇所	2020
2 複合化・多様化する課 題に対応した包括的な 相談支援体制の整備	8	生活圏域で包括的に相談を受け止める体制を整備している市町数	3市町	2017	全市町 (19市町)	2022
3 権利擁護の推進	9	成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	0市町	2017	全市町 (19市町)	2022
4 ユニバーサルデザインの 推進	10	福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の適合証交付件数(累計)	594件	2017	734件	2022
	11	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,078施設	2017	1,730施設	2022
III 地域福祉の担い手づくり						
1 地域において主体的に 福祉活動を担う人材の 育成・確保	12	コミュニティソーシャルワーク実践研修修了者数(累計)	21人	2017	80人	2022
2 福祉・介護サービスを 担う人材の養成・確保	13	県福祉人材センターの有効求職登録者数(年間の月平均)	200人	2016	238人	2022
3 多様な主体の活動促進	14	市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数	52,026人	2017	61,000人	2022
	15	市町単位の地域公益活動推進協議会等と連携して地域福祉活動に取り組む市町数	5市町	2017	全市町 (19市町)	2022
	16	企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業等数	128社	2017	138社	2022

※各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討

山口県健康福祉部厚政課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2724

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp

※ この計画は、山口県庁ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/c-keikaku/keikaku.html>

